

# 中小企業雇用創出等能力開発助成金のご案内

※平成24年4月1日現在の内容です。

中小企業雇用創出等能力開発助成金の概要	2
中小企業雇用創出等能力開発助成金を活用できる事業主	3
助成金の受給までの流れ	4
助成対象となる訓練の実施形態	5
助成額	6
主な活用事例	7
助成対象とならない職業訓練等の例	8
ご注意	10

厚 生 労 働 省  
都 道 府 県 労 働 局

## 中小企業雇用創出等能力開発助成金の概要

都道府県知事から改善計画（※1）の認定を受けた個別中小企業者（※2）または事業協同組合などの構成中小企業者（※2）が、改善計画に基づき、高度な人材の確保、新分野への進出または青少年（15歳以上45歳未満の方）の実践的な職業能力の習得を図るために従業員（内定者にあつては支給申請時まで雇用保険の被保険者になることが必要）に対し職業訓練などを実施した場合、これにかかる経費および賃金の一部を助成します。

### （※1）「改善計画」とは・・・

雇用管理の改善を実施することにより、

- イ 職業に必要な高度の技能およびこれに関する知識を有する者の確保
- ロ 新たな事業の分野への進出もしくは事業の開始による良好な雇用の創出
- ハ 実践的な職業能力の開発および向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の創出

に資するものについての計画をいいます。

雇用管理の改善項目は、①労働時間などの設定の改善、②男女の雇用均等の確保および職業生活と家庭生活との両立支援、③職場環境の改善、④福利厚生の実施、⑤募集・採用の改善、⑥教育訓練の実施⑦その他雇用管理の改善の7項目があり、この助成金の対象となる事業主は、⑥教育訓練の実施に取り組み、上記イからハを目指す事業主です。改善計画の認定については、各都道府県にお問い合わせください。

（※2）中小企業者の区分は、下表によって判断します。企業の主たる事業の区分ごとに、「A企業の資本の額または出資の総額」もしくは「B企業全体で常時雇用する労働者の数」のいずれか一方に当てはまる企業が中小企業となります。

主たる事業	A 企業の資本の額または出資の総額	B 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他の業種(ソフトウェア業または情報サービス業を含む。)	3億円以下	300人以下

## 中小企業雇用創出等能力開発助成金を活用できる事業主

次のいずれにも該当する中小企業者（※2）であって、あらかじめ、都道府県労働局（以下、「労働局」といいます）に訓練実施計画の届出を行っていることが必要です（労働局長が指定するハローワークを経由することも可能）。ただし、新分野進出などについての改善計画の認定を受けた場合は、中小企業基盤人材確保助成金の同様の要件を満たす中小企業者に限ります。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 都道府県知事から「中小企業における労働力の確保および良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づく改善計画（※1）の認定を受けた個別中小企業者または事業協同組合などの構成中小企業者であること。
- (3) 職業能力開発推進者を選任していること。
- (4) 労働組合などの意見を聴いて事業内職業能力開発計画を作成している事業主であること。
- (5) 事業内職業能力開発計画に基づく年間職業能力開発計画を作成し、その計画の内容を労働者に対して周知している事業主であること。
- (6) 労働者に職業訓練などを受けさせる期間に、所定労働時間労働した場合に支払う通常の賃金を支払っていること。また、所定労働時間を超えて訓練を実施した場合には、就業規則などに定められた割増賃金を支払うこと。
- (7) 従業員の申し出により職業訓練などを受けるための職業能力開発休暇を与える場合は、職業能力開発休暇期間において、労働協約または就業規則などに定めた賃金を支払っていること。
- (8) 支給申請書の提出日の属する年度の前々年度より前のいずれかの保険年度に係る労働保険料について未納としているものがないこと。
- (9) 過去3年間に雇用保険二事業による助成金を不正受給したことがないこと。
- (10) 風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業および同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち、店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて営業を行う事業主でないこと。

## 助成金の受給までの流れ

助成金の申請手続きは、次の通りとなっています。1については都道府県へ、2については、職業能力開発サービスセンターへ相談してください。

- 1 都道府県知事に雇用管理の改善を実施するための**改善計画**を提出し、認定を受けます。
- 2 職業能力開発推進者を選任し、労働組合などの意見を聴いて**事業内職業能力開発計画**を作成します。
- 3 **事業内職業能力開発計画**に基づき**年間職業能力開発計画**を作成し、**訓練実施計画届**と併せて、できるだけ訓練開始1カ月前（※）までに事業所の所在地を管轄する**労働局**へ提出します。  
（※）訓練開始前に添付資料など全て揃った状態とするため、できるだけ訓練開始1カ月前までに届け出てください。
- 4 届出を行った**年間職業能力開発計画**に沿った訓練を実施します。
- 5 終了した訓練について、**支給申請書**を訓練などの終了後2カ月以内（※）に事業所の所在地を管轄する**労働局**へ提出します。（※）当分の間は4月1日～9月末日に終了した訓練などは10月1日～11月末日、10月1日～翌年3月末日に終了した訓練などは4月1日～5月末日に提出することもできます。
- 6 労働局において、支給要件に合致しているかを審査し、支給要件を満たしているものについて助成金が受給できます。

## 助成対象となる訓練の実施形態

この助成金の助成対象となる訓練の形態は次の通りです。事業主が作成した改善計画の主旨に沿った教育訓練の実施目的によって、助成対象となる訓練形態が異なります。

改善計画の主旨	訓練の実施目的	助成対象となる訓練の形態
新分野への進出に伴い、新たに人材を確保するために教育訓練を充実させる。	新分野へ進出するために必要な専門的スキル・知識を有する者を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●OFF-JT（※3）による職業訓練など（実施時間10時間以上）</li> <li>●従業員の申し出により受講する職業訓練など（実施時間10時間以上）</li> </ul>
高度なスキル・知識を有する人材を確保するために教育訓練を充実させる。	職業に必要な高度な専門的スキル・知識を有する者を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●OFF-JT（※3）による職業訓練など（実施時間10時間以上）</li> <li>●OJT（※5）による職業訓練（実施時間40時間以上）</li> <li>●OFF-JTとOJTの組合せ訓練</li> <li>●従業員の申し出により受講する職業訓練など（実施時間は、教育訓練機関ごとに下限があります）</li> </ul>
	熟練スキルなど（※4）を継承させる。	
青少年に実践的な職業能力を習得させるために教育訓練を充実させる。	熟練スキルなど（※4）を継承させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●OFF-JTとOJTの組合せ訓練</li> <li>●訓練期間は、6カ月以上2年以下</li> <li>●訓練時間は、1年当たりに換算した時間数が850時間以上</li> <li>●従業員の申し出により受講する職業訓練など（実施時間10時間以上）</li> </ul>
	青少年に実践的な職業能力を習得させるための訓練を実施し、「現場力」を養う。 （具体的には、実践型人材養成システムによる訓練の実施を指します）	

※3「OFF-JT」とは、生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる訓練をいいます。

※4「熟練スキルなど」とは、職業において労働者がその習得に相当の期間を要する熟練したスキルおよびこれに関する知識をいいます。

※5「OJT」とは、業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的なスキル・知識の習得に係る職業訓練をいいます。

## 助成額

この助成金は、訓練の実施に要した費用および訓練実施期間中に支払った賃金について、訓練時間に応じた額の2分の1に相当する額を助成します。

助成の種類	助成される額						
経費助成	<p>●訓練の実施に要した費用の2分の1に相当する額</p> <p><b>OFF-JT による訓練の助成対象となる経費</b></p> <p>①訓練を実施するための設備・会場の借り上げ料</p> <p>②教科書代・教材費</p> <p>③部外講師の謝金 (助成対象となる謝金の限度額は、講師1人つき1時間3万円です)</p> <p>④教育訓練機関に対して支払う入学料および受講料 (教育訓練機関によっては経費が助成の対象外となる場合がありますので、事前に労働局へご相談ください)</p> <p><b>OJT による訓練の助成対象となる経費</b></p> <p>部外講師の謝金 (助成対象となる謝金の限度額は、講師1人につき1時間5千円です)</p> <p>●事業主が負担した従業員の申し出による能力開発に係る経費 (教育訓練機関に支払う入学料および受講料)の1/2に相当する額</p> <p>※1コースについて1人あたりの助成限度額は、訓練時間に応じ次の通りとなっています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">訓練時間</th> <th style="text-align: center;">経費助成限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">600時間未満</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">600時間以上</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> </tbody> </table>	訓練時間	経費助成限度額	600時間未満	10万円	600時間以上	20万円
訓練時間	経費助成限度額						
600時間未満	10万円						
600時間以上	20万円						
賃金助成	<p>●OFF-JT による訓練の実施期間中に支払った賃金について、訓練時間に応じた額の2分の1に相当する額</p> <p>●職業能力開発休暇期間中の訓練時間に応じ、支払った賃金の1/2に相当する額 (1人1コースあたり1200時間まで助成します。)</p>						

### ● 助成金支給の制限について

この助成金には、それぞれ以下の制限が設けられています。

1. 一の事業所に対する一の年度(支給申請日を基準とし4月1日から翌年3月31日までをいう)の助成金の支給額の合計が、500万円を超えるときは、500万円が限度です。
2. 時間あたりの賃金助成額には、限度額が定められています。限度額は、雇用保険の基本手当の最高日額(平成23年8月1日現在、7,890円)を、法定労働時間の8時間で除した額です。金額は毎年改正されますので支給申請手続き時に労働局にご確認ください。

### ● その他の留意事項について

助成金は予算の範囲内で支給しますので、予算額に達した場合は支給できません。

また、助成金の支給には他にも要件があります。詳細については事業所の所在地を確認する労働局に必ずご確認ください。

## 主な活用事例

### 高度な技能・知識を有する人材を確保するために教育訓練を充実させたい事業主のケース

#### 【F社（情報処理サービス業）の場合】

F社では、高度な技能を有するIT技術者の育成が課題となっていた。そこで教育訓練の充実について都道府県知事の改善計画の認定を受け、中小企業雇用創出等能力開発助成金の活用を決めた。

今年度は、3年計画の1年目で従業員5人に対し、外部の研修機関で行われるシステム設計コース（12時間、受講料5万円/人）を受けさせる予定である。

（助成金の受給額の例）

<b>【要した経費】 346,000円（①+②）</b>	<b>【助成額】 163,400円（③+④）</b>
<b>【経費助成対象額】</b> 受講料 ※1人当たりの受講料 50,000円×5人 =250,000円 ……①	<b>【経費助成額】</b> 受講料の助成額 50,000円×5名×1/2（助成率） =125,000円（円未満切り捨て） ……③
<b>【賃金助成対象額】</b> 研修を実施している時間における賃金 ※従業員1人に対する1時間あたりの平均賃金単価 1,600円で算出 1,600円×（12時間×5人） =96,000円 ……②	<b>【賃金助成額】</b> ※1時間当たりの賃金助成額 640円 1,600円×0.8×1/2=640円 640円×（12時間×5人）=38,400円 ……④

## 助成対象とならない職業訓練等の例

### 1 訓練コースの実施目的の要件

訓練コース全体の実施目的が次の（１）で掲げるものに該当すると判断される場合は、助成対象となりません。カリキュラムの一部に（１）に掲げる内容、（２）の実施方法によって行われる部分及び２の（１）「小休止について」及び（２）「開講式、閉講式、オリエンテーションについて」の上限時間を超える時間がある場合には、当該時間は、訓練コースの要件（１コース 10 時間以上）を満たす訓練時間としては算定されず、経費・賃金共に助成対象とはしません。また、当該時間が、訓練コースのカリキュラムの中で総訓練時間の 3 分の 1 を超える場合は、訓練コース全体が助成対象となりません。

#### （１）訓練コースのうち助成対象とならないもの

- ① 職業又は職務に間接的に必要となる知識・技能を習得させる内容のもの（職務に直接関連しない訓練）（例：普通自動車（自動二輪車）運転免許の取得のための講習 等）
- ② 職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの（例：接遇・マナー講習等社会人としての基礎的なスキルを習得するための講習 等）
- ③ 趣味教養を身につけることを目的とするもの（例：日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室 等）
- ④ 通常の事業活動として遂行されるものを目的とするもの（例：a コンサルタントによる経営改善の指導  
b 品質管理のマニュアル等の作成又は社内における作業環境の構築  
c 自社の経営方針・部署事業の説明会、業績報告会、販売戦略会議  
d 社内制度、組織、人事規則に関する説明会  
e QC サークル活動  
f 自社の業務で用いる機器・端末等の操作説明会  
g 自社製品の説明会  
h 製品の開発等のために大学等で行われる研究活動  
i 国、自治体等が実施する入札に係る手続き等の説明会 等
- ⑤ 実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの（例：時局講演会、研究会、大会、学会、研究発表会、博覧会、見本市、見学会等）
- ⑥ 職場における労働者の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成を促進することを目的とするもの（労働安全衛生法に関わる講習）
- ⑦ 知識・技能の習得を目的としていないもの（例：意識改革研修、モラル向上研修 等）
- ⑧ 資格試験（講習を受講しなくても単独で受験して資格等を得られるもの）、適性検査

※ 上記（１）のうち、②と⑥については、訓練コースが【都道府県知事の認定を受けた認定職業訓練】である場合及び【青少年雇用創出計画の「青少年に実践的な職業能力を習得させるため実習併用職業訓練」】である場合に限り、助成対象となります。



## (2) 訓練コースのうち助成対象とならない訓練の実施方法

- ① 通信制による訓練（遠隔講習であっても、一方的な講義ではなく、講師から受講生の様子が見て取れたり、質疑応答などが出来る形態を除く）
- ② 専らビデオのみを視聴して行う講座
- ③ 海外、洋上で実施するもの（洋上セミナー、海外研修 等）
- ④ 生産ライン又は就労の場で行われるのもの（事務所、営業店舗、工場、関連企業（取引先含む）の勤務先など場所の種類を問わず、営業中の生産ライン又は就労の場で行われるもの）
- ⑤ 通常の生産活動と区別できないもの（例：現場実習、営業同行トレーニング等）
- ⑥ 訓練指導員免許を有する者または、当該教育訓練の科目、職種等の内容について専門的な知識・技能を有する講師により行われぬもの
- ⑦ 訓練の実施にあたって適切な方法でないもの
  - ・あらかじめ定められたカリキュラムどおり実施されない訓練
  - ・教育訓練機関として相応しくないとと思われる設備・施設で実施される訓練 等

## 2 訓練コースに付随するものとして助成対象時間に含めることができるもの

### (1) 小休止について

昼食等の食事を伴う休憩時間については、助成対象訓練時間に含めませんが、訓練と訓練の合間にとる小休止は助成対象訓練時間へ含めることができます。ただし、助成対象訓練時間に含めることのできる1日当たりの小休止の上限時間（累計）は、計60分で1日当たり計60分を超える小休止がある場合は、計60分のみを助成対象訓練時間に含めることができます。

なお、連続してとることのできる訓練と訓練の合間の小休止時間の助成対象限度は30分とし、連続30分を超える小休止がある場合は、30分のみが対象となります。

### (2) 開講式、閉講式、オリエンテーションについて

簡易的な開講式、閉講式、オリエンテーション（主に事務的な説明・連絡を行うもの）については、助成対象訓練時間へ含めることができます。ただし、助成対象訓練時間に含めることのできる1コース当たりの上限時間（累計）は計60分で、1コース当たり計60分を超える開講式・閉講式・オリエンテーションがある場合は、計60分のみが対象となります。

## 3 支給の対象とならない経費

### (1) 自社内で行うもの

外部講師の旅費・車代・食費・宿泊費、並びに「経営指導料・経営協力料」等のコンサルタント料に相当するもの、繰り返し活用できる教材（パソコンソフトウェア、学習ビデオ等）、職業訓練以外の生産ライン又は就労の場で汎用的に用い得るもの（パソコン及びその周辺機器等）など。

### (2) 自社外で行うもの

受講生の旅費・宿泊費などの訓練に直接要する経費以外のもの、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料、認定職業訓練のうち都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている認定職業訓練の受講料。

### (3) 消費税

各経費から当該経費に係る消費税額を控除した額をもって助成対象経費とします。また、消費税法上、非課税、不課税及び免税となっている物品等の額については、取引額をもって助成対象経費とします。（消費税額が明記されていない領収書等であって、消費税の確定が困難である場合にあっては、105分の100を乗じて得た額を助成対象経費とします。）

## ご注意

- この助成金は、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に、予算の範囲内で支給されるものです。
- 助成金は支給審査後に支給しますので、申請から時間を要します。（確認項目が多いため、他の助成金等より時間がかかります）御理解の上ご活用ください。
- 支給対象となる訓練経費等に対して、他の助成金等を受けている場合は、原則としてこの助成金を受けることはできません。他の助成金の支給申請を行っている場合は、どちらか一方を選択していただくこととなります。
- 不正受給は犯罪です。偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合、助成金は不支給、または支給を取り消します。この場合、既に支給した助成金は、全部または一部の返還が必要です（年5%の利息を加算）。
- この助成金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いいたします。また、関係書類については、5年間保管してください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局におたずねください。